

オンライン専用 行政管理講座

【中部本部主催】 NOMA 行政管理オンライン講座のご案内

【令和6年8月27日(火)開催】

給料・預金等債権を中心とした滞納整理の実務

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。本会事業活動には、平素より格別なご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

滞納整理においては、督促や催告によって自主納付のしようを行うとともに、必要と認められる場合には、財産調査権や自力執行権等を有効かつ確に行使して、滞納租税を保全し徴収を確保することが求められています。その場合、どのタイミングでどの財産を差し押さえるのか等については、各地方団体等において方針や取扱いを定められているものと思われませんが、差押処分が、最終的にその財産を金銭に換え、滞納租税に充てることを目的とするものであることからすれば、通常は、換価が容易で、かつ、滞納租税の全額を徴収することが可能な財産を優先するのが相当であり、そのような観点からも、預貯金等の債権の差押えが重視されているように見受けられます。本講座では、預貯金、給料等をはじめとした債権の差押え及び取立てに関する諸問題と実務上の留意点等について、最近の裁判例等も参照しながら解説します。

時節柄ご多忙の折とは存じますが、この機会に関係者の方々多数のご参加をお勧め申し上げます。

敬具

記

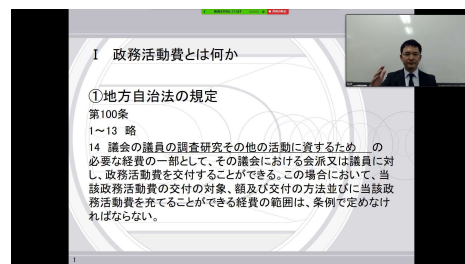
日 時：令和6年8月27日(火) 10:00～16:00 【5時間】

開催形式：オンライン受講専用（配信ツール：Zoom ミーティング）

講師：(元)国税庁徴収課係長 栗谷 桂一 氏

参加料(負担金 1名につき)

	負担金	消費税等	合計
NOMA会員	31,000 円	3,100 円	34,100 円
一 般	34,000 円	3,400 円	37,400 円



受講画面イメージ

お申込の流れ：①本会 HP よりお申込みください。裏面の申込欄をご記入の上、FAXでのお申し込みも可能です。折り返し、請求書・参加券をお送りします。請求書の各種日付は次の通りとさせていただきます。

【発行日・お取引日…セミナー開催日】【お支払期限…セミナー開催日の1ヶ月後】

※日付変更のご希望がございました場合、通信欄・備考欄に記入ください

(例：発行日…□月△日／支払期限…■月▲日希望 等) 空欄は不可

②開講の3営業日前までを目途に、「受講用 URL」と「テキストデータ」を、登録いただいたメールアドレスへ送信します。テキストデータは印刷してご利用ください。(テキストは製本版の郵送となる場合もございます)

③Zoom ミーティングの視聴環境をご用意いただき、開始時刻までにご入場ください。マイク・カメラのご用意は不要(任意)です。

諸 注 意：上記参加料は1名分です。1名分でのお申込みに対して複数名での視聴は固くお断りいたします。

録音・録画・資料複製につきましても、著作権保護のためお断りいたします。

当日受講用 URL に入場されなかった場合、及び貴庁の通信不具合等による視聴遅滞・中断の場合も、返金できかねます。恐れ入りますがあらかじめご了承ください。

領収書は振込金受領書をもって代えさせていただきます。

参加者が少数の場合や感染症・天災等の状況により、中止・延期とさせていただきます。

キャンセル：キャンセルされる場合は下記へご連絡ください。

開講日の5営業日前から、または受講用 URL 発行後やテキスト到着後は、参加料の100%を申し受けます。

お問合せ：一般社団法人日本経営協会 中部本部 企画研修グループ

お申込先 〒461-0005 名古屋市東区東桜 1-13-3 NHK 名古屋放送センタービル 10F

TEL (052)957-4172 FAX (052)952-7418 メールアドレス chubu-kkg@noma.or.jp

※お問合せは、平日の9:15～17:15 にお願いたします

以上

<p>はじめに</p> <p>1 債権差押えの執行手続</p> <p>2 債権の調査</p> <p>第1章 各論</p> <p>第1節 預貯金の差押え</p> <p>第2節 給料等の差押え</p> <p>第3節 保険契約上の債権の差押え</p> <p>第4節 賃貸借契約に着目した債権の差押え</p> <p>第5節 売掛金の差押え</p> <p>第6節 集合債権・将来債権の差押え</p> <p>第7節 その他の債権の差押え</p>	<p>第2章 共通事項</p> <p>第1節 超過差押え・無益な差押え</p> <p>第2節 債権差押えの効力</p> <p>1 処分禁止の効力</p> <p>2 被差押債権と反対債権の相殺</p> <p>3 債権差押えによる時効完成猶予・更新</p> <p>第3節 取立訴訟・支払督促</p> <p>第4節 債権差押えに関するその他の問題</p> <p>1 破産手続中、破産終了後</p> <p>2 相続財産清算人が選任されていない場合</p> <p>3 その他</p>
--	---

<講師紹介> (元) 国税庁徴収課係長 栗谷 桂一 氏

平成6年 国税庁徴収課訴訟係長 平成10年 東京国税不服審判所国税審査官 平成12年 預金保険機構特別業務部調査役(住宅金融債権等回収業務) 平成15年 税務署統括国税徴収官、東京国税局徴収部特別国税徴収官付総括主査、同部特別整理総括二課総括主査(審理担当) 平成19年 同国税局国税訟務官 平成20年 税務大学校研究部教授 平成23年 税務署副署長、税務署特別国税徴収官、東金税務署長を経て平成29年7月定年

その後、再任用職員として令和2年7月まで税務署徴収部門で滞納整理実務に従事、同月退官

【著書論稿等】

- ・税大論叢 2010年6月64号「質問検査権行使を巡る諸問題—徴収職員の質問検査権を中心として—」
- ・同 2011年6月68号「詐害行為取消権の見直し論について—国税徴収実務の観点から偏頗弁済を中心に—」
- ・税大ジャーナル 2011年10月号「被差押債権の消滅時効の中断に関する裁判例の概観」
- ・ケーススタディー滞納整理 50選(ぎょうせい、1995年、徴収事務研究会、一部執筆担当)
- ・月刊「税」判例からさぐる徴収キーワードと滞納整理実務のポイント(ぎょうせい、2000年3月号~2004年8月号、徴収関係判例研究グループにおいて執筆担当)
- ・同誌 ここが知りたい最新税務Q&A徴収関係(2011年5月号~現在、地方税徴収問題研究会において執筆担当)
- ・図解「国税通則法」(大蔵財務協会、令和5年版、一部執筆担当) など

■受信環境について ※Zoomを利用します

必要備品は **パソコン** もしくは **タブレット** のみです (視認性等の理由からパソコンのご利用を推奨しております)

受講者は **カメラ・マイク不要(任意)** です

・配信専用スタジオから講師がライブ配信する講座です。受講者も全員オンライン参加となります

受講者が着席している研修会場の様子を中継する形式ではございません

ご質問は、講師とリアルタイムで直接応答いただくことが可能です (マイク・チャット等にて)

日本経営協会・中部本部 行 (FAX 申込の場合はこの面をそのまま送信してください)

FAX(052)952-7418

R6.8/27

60022272 「給料・預金等債権を中心とした滞納整理の実務」オンライン専用講座・参加申込書 年 月 日

団体名	Tel () -	ご連絡担当者 (参加者と同じ場合は記入不要)	通信欄
	Fax () -	所属・役職名	
住所 〒			
参加者氏名	所属・役職	氏名	
参加者メールアドレス (可能であればグループアドレスではなく、個人アドレスのご記入をお願いします)			

※請求書の各種日付は次の通りです【発行日・お取引日…セミナー開催日】【お支払期限…セミナー開催日の1ヶ月後】
変更のご希望については通信欄に記入ください (例:発行日…□月△日/支払期限…■月▲日 希望 等) 空欄不可

※請求宛先についてご教示ください。(団体名と同じ その他: 宛)

・2名様以上でお申込の場合は、別紙等に記載しあわせてお送りいただくか、複写してご利用ください。
・参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
①参加券や請求書の発送などの事務処理 ②セミナーなど本会事業のご案内 なお②がご不要の場合は、右口をチェックしてください。